



# たっくすふあつくすNEWS

(有) ビジネスブレイン原田会計  
〒302-0119 守谷市御所ヶ丘 3-14-14  
Tel 0297-48-9112  
Fax 0297-48-9735  
E-mail: info@harada-kaikei.com  
U R L : WWW://harada-kaikei.com/

## お中元費用

今年の残暑は長引くのでしょうか。さて、今回のテーマの副題は、「いつも心遣いありがとうございます」です。

### I. 交際費

海苔、石鹼、調味料とくれば、お中元の伝統的な商品です。

最近の「虚礼廃止」の時流もあってこのような贈答も縮小傾向にありますが、得意先等に贈答する場合、その費用は交際費となります。

注意したいのは、事業関係者に対する贈答のためであれば金額が僅少であっても交際費とされてしまうことです。

多くの取引先にごく少額のビール券を贈っても、金額の多寡に関らず販売促進費などにはなりません。

### II. 損金不算入額

法人の交際費が税務上、損金とならない部分があることは広く知られています。損金とならない金額は以下の通り資本金の規模によって異なります。

- 資本金1億円超の法人
  - その全額が損金不算入
- 資本金1億円以下の法人
  - 400万円までの交際費支出額の10%と400万円を超える交際費支出額の全額

これら損金にならないという決め事は、実は「法人税法」ではなく「租税特別措置法」という法律で一時的な経過措置として定められています。